

NPO 法人 KOBE ジュニアハイスクールクラブ 規約（活動方針）

第1章 総則

（名称・目的・運営・組織等）

第1条 NPO 法人 KOBE ジュニアハイスクールクラブ『定款』の定めによる
（活動）

第2条 本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」及び、以降各市町村が推進する「部活動の地域展開の方針」等とも連携し活動を進める

第2章 クラブへの参加

（入会）

第3条 本クラブに入会しようとする者及びその保護者は、本規約を遵守するとともにクラブの円滑な運営に協力することとし、別紙様式1「加入申込兼同意書」を各クラブの代表に提出し承認を得るものとする。

2 入会の登録有効期間は、本人の申し出等により退会する日までとする

（入会費）

第4条 本クラブの入会費は、一律 3,000 円とし複数クラブに加入することもできる
（活動費および指導運営費）

第5条 本クラブの活動に係る費用は、次の各号の合計額とする。

(1) 会費： 定款第8条および附則第6号に定める一般会員会費（月額換算 1,000 円）

(2) 指導運営費： 各クラブの指導体制や施設利用状況に応じ、月額 0 円から 2,000 円の範囲内で理事会が別途定める額

2. 前項の費用は、半年間ごと（前期4月、後期9月）に一括で納入するものとし、期の途中で退会した場合でも未消化分の返還は行わない。

2 複数のクラブで活動する場合は、各クラブで定める金額を、それぞれ支払う

(1) 会費は、半年間ごと（前期4月、後期9月）に一括で納入するものとし、期の途中で退会した場合でも未消化分の返還は行わない。

(2) 遠征や大会等に係る経費や備品の購入費等は、別途徴収することができる

(3) 会費の支払いが2か月以上遅延した場合は、運営側より催促を行い、改善が見られない場合は参加を停止または退会とすることがある

（退会）

第6条 任意に退会する場合は、別紙様式2「退会届」を提出することとする。

2. 次の各号に該当する場合、運営側は当該参加者に対し、期間を定めた活動参加停止を命じることができる。

(1) カスタマーハラスメント、指導者・参加者・保護者等への著しい迷惑行為、組織運営の

妨害行為等が認められた場合

(2) クラブの名誉や信用を著しく毀損し、運営方針に重大な違反する行為があった場合

3. 前項の行為が改善されない場合、または極めて重大な違反がある場合は、定款第 11 条の規定に基づき、総会の議決を経て除名処分とすることがある。

第 3 章 その他

(事故の責任)

第 7 条 参加者は、本クラブの活動に際して、規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。

(保険加入)

第 8 条 本クラブの参加者は、本活動中における怪我等に備え、スポーツ安全保険に加入することとする。スポーツ安全保険の範囲を超えるものについては本人、保護者が負うものとする。

(個人情報の管理)

第 9 条 本クラブの活動により得られた個人情報は、関係法令等を遵守し、適正に取り扱う。

2 本クラブは、法令等により開示・提供が求められた場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に開示又は提供しない。

3 本クラブの指導者、参加者、保護者、その他関係者は、クラブ活動で知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(移動および送迎)

第 10 条

練習および試合会場等への移動は、公共交通機関の利用または保護者による送迎を原則とする。クラブの指導者およびスタッフが、業務として車両による送迎を行うことはない。

(その他)

第 11 条 この規約に定めのない事項及び運営上の支障又はそのおそれがある場合は、理事会の決議により対処を決定する。

2. 各クラブが独自の細則や、第 5 条第 1 項第 2 号に定める指導運営費を改定しようとする場合は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(附則)

1 この規約は、2026 年 6 月 1 日から施行する。

※細部運用等、必要な場合は別途細則及び運営規程を定めることができる。